6　この条約の締約国は、自国の保有する情報と矛盾すると認められる情報を他の締約国から受領した場合には、当該情報を提供した当該他の締約国にその旨を通知する。（第一〇条関係）

7　被要請国は、要請国の要請があったときは、原則として、要請国において執行を許可する文書の対象となる租税債権であって、争われていないものについてのみ、条約第一四条（期間制限）及び第一五条（優先権）の規定に従い、自国（被要請国）の租税債権を徴収する場合と同様に徴収するため、必要な措置をとる。ただし、被要請国は、要請国の要請があった場合には、租税債権について争われているとき又は要請国において執行を許可する文書の対象となっていないときであっても、要請国の一定の額の租税の徴収のために保全の措置をとる。また、徴収における支援の要請の際には、租税債権がこの条約の対象となる租税に関するものである旨の宣言等を添付する。（第一一条～第一三条関係）

8　租税債権に係る期間であって、それを超えて当該租税債権を執行することができないものに関する問題は、要請国の法令によって規律されるものとし、徴収における支援の要請に従い被要請国がとった徴収のための措置であって、被要請国の法令によれば当該期間について停止又は中断の効果を有することとなるものは、要請国の法令の下においても同様の効果を有する。（第一四条関係）

9　徴収における支援の対象となる租税債権は、被要請国において被要請国の租税債権に特別に与えられるいかなる優先権も有しない。（第一五条関係）

10　被要請国は、自国の法令又は行政上の慣行が同様の状況において納付の繰延べ又は分割納付を認める場合には、納付の繰延べ又は分割納付を認めることができる。（第一六条関係）

11　被要請国は、要請国の要請があったときは、要請国から発出される文書であって、この条約の対象となる租税に関するものを名宛人に送達する。（第一七条関係）

12　要請国は、支援の要請に当たり、要請の対象となる者を特定することに資する名称等の事項を明示する。（第一八条関係）

13　被要請国は、要請国が自国において利用可能な全ての手段をとっていない場合には、その要請に応ずる義務を負わない。被要請国は、支援の要請に応じた場合には、要請国に対し、とった措置及び当該支援の結果をできる限り速やかに通報する。（第一九条及び第二〇条関係）

14　この条約のいかなる規定も、対象となる者に対し被要請国の法令又は行政上の慣行によって保障される権利及び保護に影響を及ぼすものではない。また、被要請国は、自国又は要請国の法令又は行政上の慣行に抵触する措置をとること、自国又は要請国の法令又は行政上の慣行の下において入手することができない情報を提供すること等の義務を課されない。（第二一条関係）

15　この条約の規定に基づき締約国が入手した情報は、秘密として取り扱われ、租税の賦課又は徴収等に関与する者又は当局に対してのみ開示される。また、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示するためには、情報を提供した締約国の権限のある当局の事前の許可を条件とする。（第二二条関係）

16　この条約に基づき被要請国がとった措置についての争訟の手続は、被要請国の適当な機関にのみ提起する。特に、租税債権の存在若しくは額又はその執行を許可する文書に関してとられた措置についての争訟の手続は、要請国の適当な機関にのみ提起する。（第二三条関係）

17　締約国は、それぞれの権限のある当局を通じ、相互に通信する。この条約の実施又は解釈に関し二以上の締約国間で困難又は疑義が生じた場合には、これらの締約国の権限のある当局は、合意により当該困難又は疑義を解決するよう努める。（第二四条関係）

18　支援の要請等に使用する言語及び支援を行うに当たり生じた費用の負担について定めている。（第二五条及び第二六条関係）

19　この条約と他の国際協定等との関係、この条約の締結の方法及び効力発生の時期、この条約の適用領域の拡大等について定めている。（第二七条～第二九条関係）

20　一定の条件の下で、一部の租税についていかなる形態の支援も行わない権利、一部又は全部の租税について徴収共助又は送達共助を行わない権利等を留保すること等について宣言することができることを規定している。（第三〇条関係）

21　この条約の廃棄の方法及び寄託者の任務について定めている。（第三一条及び第三二条関係）

◇租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書（条約第五号）（外務省）

この議定書は、租税に関する相互行政支援に関する条約の規定を改正するためのものであり、その概要は、次のとおりである。

1　現行条約第四条を改め、改正後の条約の対象となる租税に関する締約国の法令の運用又は執行に関連するあらゆる情報を交換することについて規定している。（第二条関係）

2　現行条約第一九条を削除する。（第四条関係）

3　現行条約第二一条を改め、被要請国は、要請国が自国の法令又は行政上の慣行の下でとることができる全ての合理的な措置をとっていない場合に行政支援を行うこと、要請国が得る利益に比して被要請国の行政上の負担が明らかに不均衡である場合に徴収共助を行うこと等の義務を課されないことを規定する。また、被要請国は、要請国が情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずること及び提供を要請された情報が銀行その他の金融機関等が有する情報であることのみを理由として提供を拒否することができないことを規定する。（第五条関係）

4　現行条約第二二条1及び2を改め、改正後の条約に基づき締約国が入手した情報は、秘密として取り扱われること及び入手した情報が締約国の租税の賦課又は徴収等の目的のためのみに使用されることを規定する。さらに、入手した情報は、公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができることを規定する。（第六条関係）

5　現行条約第二八条を改め、この議定書が効力を生じた後に改正後の条約の締約国となる欧州評議会の加盟国又は経済協力開発機構の加盟国は、書面により別段の意思を表明しない限り、改正後の条約の締約国となることを規定する。また、この議定書が効力を生じた後に、欧州評議会又は経済協力開発機構の加盟国以外の国は、改正後の条約に署名し、及び批准するため招請されることを要請することができること等を規定する。（第八条関係）

6　この議定書の締結の方法及び効力発生の時期等を規定している。（第九条関係）